## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

## ▼健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	2.3	_
( 14.90 )	( 19.90 )	(25.0)	( 350.0 )

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「一」で表しています。 将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「一」で表しています。 ( ) 内は早期健全化基準です。

## ▼資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	( 20.0 )
個別排水処理施設特別会計	( 20.0 )
農業集落排水特別会計	5. 8 ( 20. 0 )
下水道特別会計	( 20. 0 )

※会計制度の移行(法非適事業から 法適事業への移行)に伴うもので、 実質の資金不足は発生していない。

備考 「一」は、資金不足額がないことを表しています。